

令和 7 年度 工 事 仕 様 書

工 事 名	7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事						
工 事 場 所	上尾市富士見一丁目地内外						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
工 事 大 要	人孔蓋交換工 35箇所						

上尾市

変更理由

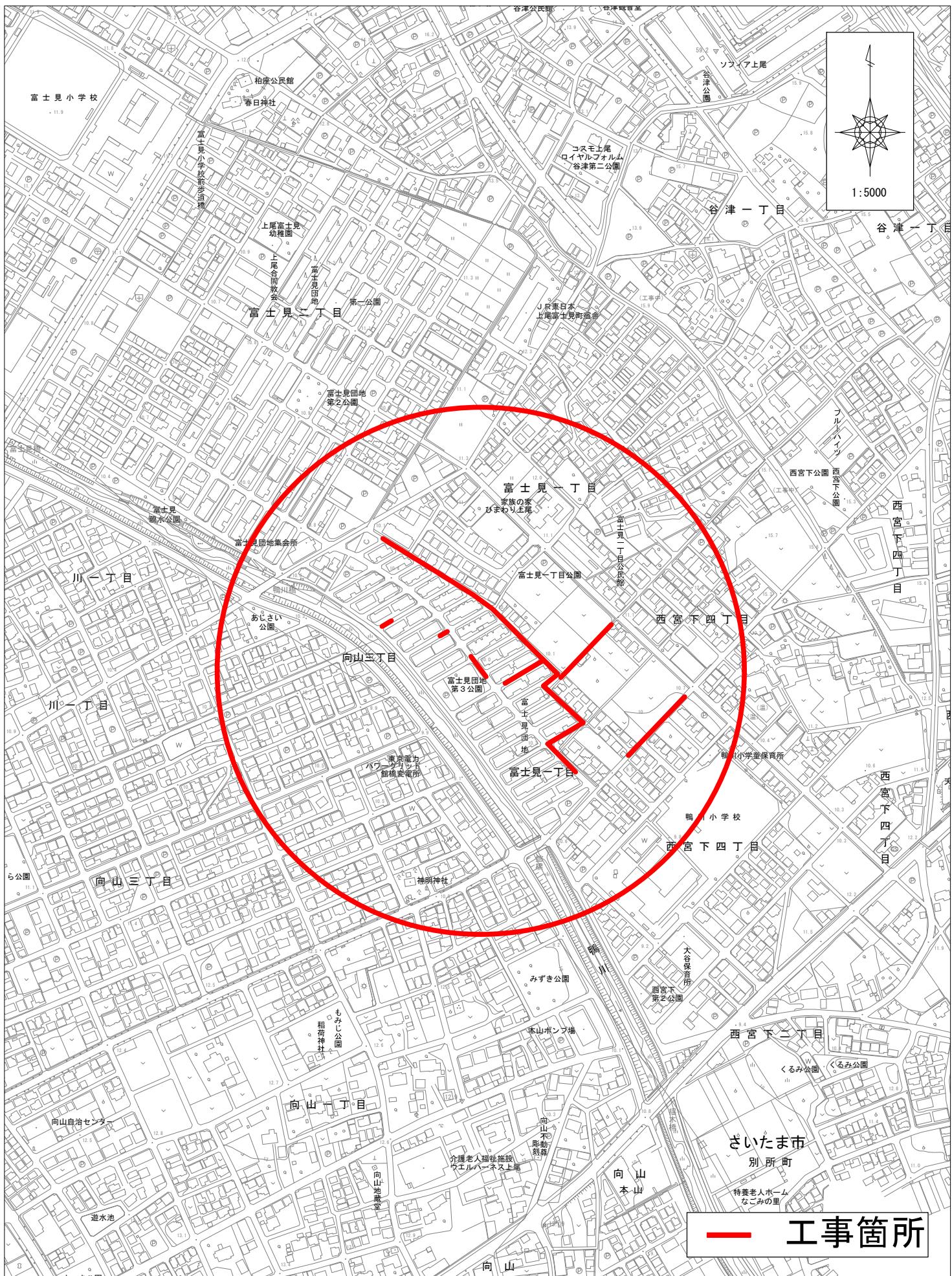
備考

地区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.04	機械経費(賃料)補正	1.02
単価適用年月	令和07年11月01日付 公共				
工 期	当初	自		至	
		日数			
	変更		至		
経費適用年月	公共 令和07年度				
主たる工種	下水道工事(2)				
施工地域	一般交通影響有り(2)-2				
設 計	当 初 金 額				
	工 事 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
請 負	工 事 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
	請負増減額				
週休2日区分	4週8休補正(月単位)				

上尾市

位置図

7-1公共(富士見)人孔蓋交換工事



— 工事箇所 —

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
下水道工事(2)03	1	式			
人孔蓋交換工	1	式			
マンホール工	1	式			
マンホール工	1	式			
人孔蓋撤去 調整コンクリートブロック調整無	35	箇所			C 1 号
人孔蓋設置 調整コンクリートブロック調整無	35	箇所			C 2 号
人孔蓋及び口環(T-25)	35	組			C 3 号
口環変形防止用金具 L=250mm M16	35	組			C 4 号
無収縮剤	875	kg			C 5 号
転落防止用梯子	8	個			C 6 号
舗装工	1	式			
舗装工	1	式			
舗装切断(t=5cm)	204	m			C 7 号
舗装版破碎	66	m ²			C 8 号

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
As殻運搬処理	3	m3			C 9号
路盤(t=6cm)	67	m2			C 10号
表層(PK3・t=5cm) 再生密粒度As(13)	66	m2			C 11号
道路土工	1	式			
土工	1	式			
掘削	4	m3			C 12号
残土処理	4	m3			C 13号
区画線工	1	式			
区画線工	1	式			
溶融式区画線(記号・文字15cm換算・白)	1	m			C 14号
溶融式区画線(記号・文字15cm換算・黄)	19	m			C 15号
溶融式区画線(ゼブラ45cm・白)	1	m			C 16号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
交通誘導警備員	1	式			C 17 号
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			一般交通影響有り(2)-2
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭的保証を必要とする
(内 契約保証補正加算額)					
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 2 号 D 代価		蓋据付工(受持とも)				
		1 箇所 当り				
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号 基 準	
土木一般世話役		人			4週8休補正(月単位)	
特殊作業員		人			4週8休補正(月単位)	
普通作業員		人			4週8休補正(月単位)	
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型] 4.9t吊		日			4週8休補正(月単位)	
諸 雜 費 (率 + 丸め)		%				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2 調整コンクリート ロック使用区分 調整コンクリート ロック使用無						

上尾市

第 1 号 代価表		間詰路盤工(人力路盤施工) 再生粒調碎石40~0mm (RM-40)				
		100 m ² 当り				
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号 基 準	
普通作業員		人			4週8休補正(月単位)	
再生粒度調整碎石 RM-40	7.62	m ³				
タンバ及びランマ運転 60~80kg		日				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 6.000 cm 仕上り厚さ			[B] = 10	路盤材料区分 再生粒調碎石40~0mm (RM-40)		

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 2 号 代価表

区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 塗布厚1.5mm 白

1,000 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	1,200	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15~18 白	684	kg			
ガラスピーツ 0.106 ~ 0.850mm	30	kg			
接着用プライマー 区画線用	30	kg			
軽油		l			
諸 雜 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件]					
[A] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無 [C] = 13 規格・仕様区分 矢印・記号・文字15cm換算			[B] = 1 施工方法区分 溶融式手動 [D] = 3 時間的制約の有無 時間制約無		
[E] = 1 塗布厚 塗布厚1.5mm [F] = 1 排水性舗装に施工する場合の補正 排水性舗装補正無 [H] = 1 溶融式塗料規格 含有量15~18% [Q] = 1 塗料計上区分 塗料計上する			[G] = 1 未供用区間の場合の補正 未供用区間補正無 [I] = 3 ペイント式塗料規格 溶融式の場合 [J] = 1 塗料区分 白		
[L] = 0.000 kg・l 塗料使用量 [K] = 1 プライマ-規格 アスファルト舗装 [S] = 1 ガラスピ-ツ 計上区分 ガラスピ-ツ 計上する [U] = 1 軽油計上区分 軽油計上する			[R] = 1 プライマ-計上区分 プライマ-計上する [N] = 0.000 kg プライマ-使用量 [M] = 0.000 kg ガラスピ-ツ 使用量 [P] = 0.000 l 軽油使用量		
[V] = 1 費用の内訳 全ての費用					

上尾市

第 3 号 代価表

区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 塗布厚1.5mm 黄 鉛・ケムフリ-

1,000 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	1,200	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15~18 黄 鉛・フリー	684	kg			
ガラスピーブ 0.106 ~ 0.850mm	30	kg			
接着用プライマー 区画線用	30	kg			
軽油		l			
諸 雜 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件]					
[A] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無 [C] = 13 規格・仕様区分 矢印・記号・文字15cm換算			[B] = 1 施工方法区分 溶融式手動 [D] = 3 時間的制約の有無 時間制約無		
[E] = 1 塗布厚 塗布厚1.5mm [F] = 1 排水性舗装に施工する場合の補正 排水性舗装補正無 [H] = 1 溶融式塗料規格 含有量15~18% [Q] = 1 塗料計上区分 塗料計上する			[G] = 1 未供用区間の場合の補正 未供用区間補正無 [I] = 3 ペイント式塗料規格 溶融式の場合 [J] = 2 塗料区分 黄 鉛・ケムフリ-		
[L] = 0.000 kg・l 塗料使用量 [K] = 1 プライマ-規格 アスファルト舗装 [S] = 1 ガラスピ-ズ 計上区分 ガラスピ-ズ 計上する [U] = 1 軽油計上区分 軽油計上する			[R] = 1 プライマ-計上区分 プライマ-計上する [N] = 0.000 kg プライマ-使用量 [M] = 0.000 kg ガラスピ-ズ 使用量 [P] = 0.000 l 軽油使用量		
[V] = 1 費用の内訳 全ての費用					

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 4 号 代価表

区画線設置 溶融式手動 ゼブラ 45cm 塗布厚1.5mm 白

1,000 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号 基 準
区画線設置(溶融式) 昼間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	1,000	m			4週8休補正(月単位)
トラフィックペイント 溶融型 3種1号 ピーズ15~18 白	1,700	kg			
ガラスピーツ 0.106 ~ 0.850mm	75	kg			
接着用プライマー 区画線用	75	kg			
軽油		l			
諸 雜 費 (率+丸め)		%			
計					
単位当たり					
[条件]					
[A] = 2 夜間作業の有無 夜間作業無			[B] = 1 施工方法区分 溶融式手動		
[C] = 12 規格・仕様区分 ゼブラ 45cm			[D] = 3 時間的制約の有無 時間制約無		
[E] = 1 塗布厚 塗布厚1.5mm			[G] = 1 未供用区間の場合の補正 未供用区間補正無		
[F] = 1 排水性舗装に施工する場合の補正 排水性舗装補正無			[I] = 3 ペイント式塗料規格 溶融式の場合		
[H] = 1 溶融式塗料規格 含有量15~18%			[J] = 1 塗料区分 白		
[Q] = 1 塗料計上区分 塗料計上する					
[L] = 0.000 kg・l 塗料使用量			[R] = 1 プライマー計上区分 プライマー計上する		
[K] = 1 プライマー規格 アスファルト舗装			[N] = 0.000 kg プライマー使用量		
[S] = 1 ガラスピーツ計上区分 ガラスピーツ計上する			[M] = 0.000 kg ガラスピーツ 使用量		
[U] = 1 軽油計上区分 軽油計上する			[P] = 0.000 l 軽油使用量		
[V] = 1 費用の内訳 全ての費用					

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 2 号 施工パッケージ		舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下			1 m 当り	
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 領	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基準
【機械】						
コンクリートカッタ[パ'キュー式・湿式] 径 56cm 切削深20cm級 超低騒音型						
その他(機械)						
【労務】						
特殊作業員						4週8休補正(月単位)
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)
普通作業員						4週8休補正(月単位)
その他(労務)						
【材料】						
コンクリートカッタ (ブレ - ド) 径18インチ						
ガソリン レギュラー						
その他(材料)						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版 [J5] = 1 費用の内訳 全ての費用			[J2] = 1 アスファルト舗装版厚 15cm以下			

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

第 3 号 施工パッケージ		舗装版破碎積込(小規模土工)			1 m ² 当り	
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 領	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基準
【機械】						
小型バックホウ 排対型:2次基準 か-ラ型 山積0.13m ³ (平積0.10m ³)						
【労務】						
運転手(特殊)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 費用の内訳 全ての費用						

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 4 号 施工パッケージ		殻運搬 補装版破碎 機械積込(小規模土工)				
		1 m ³ 当り				
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 領	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基準
【機械】						
ダンプトラック オロード・ティ-ゼル 2t 積級						
【労務】						
運転手(一般)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 3 殻発生作業 補装版破碎 [J3] = 2 DID区間の有無 DID区間有 [JJ] = 1 費用の内訳 全ての費用			[J2] = 4 積込工法区分 機械積込(小規模土工) [JO] = 8 運搬距離 5.0km以下			

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 5 号 施工パッケージ		表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13)					1 m ² 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 额	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基 準	
【機械】							
振動ローラ(舗装用) 「ハンド」式 運転質量0.5~0.6t							
振動コンパクタ[前進型] 機械質量40~60kg							
その他(機械)							
【労務】							
特殊作業員						4週8休補正(月単位)	
普通作業員						4週8休補正(月単位)	
土木一般世話役						4週8休補正(月単位)	
その他(労務)							
【材料】							
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)							
アスファルト乳剤 PK-3 プライコ-ト用							
ガソリン レギュラー							
軽油							

上尾市

7 - 1 公共（富士見）人孔蓋交換工事

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 6 号 施工パッケージ						
掘削 小規模 土砂 標準以外						
1 m ³ 当り						
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 領	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基準
【機械】						
小型バックホウ 排対型:2次基準 かく-ラ型 山積0.13m ³ (平積0.10m ³)						
【労務】						
運転手(特殊)						4週8休補正(月単位)
【材料】						
軽油						
【端数調整】						
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J6] = 8 施工数量 標準以外			[J2] = 5 施工方法 上記以外(小規模)			

上尾市

7 - 1 公共(富士見)人孔蓋交換工事

第 7 号 施工パッケージ		土砂等運搬 小規模 ハ'ック丸山積0.13m ³ (平積0.1m ³) 土砂					1 m ³ 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 領	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号基準	
【機械】							
ダンプトラック オロード・ティ-ゼル 2t 積級							
【労務】							
運転手(一般)						4週8休補正(月単位)	
【材料】							
軽油							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む) [J6] = 9 運搬距離 6.5km以下			[J2] = 6 積込機種・規格 ハ'ック丸山積0.13m ³ (平積0.1m ³) [J4] = 2 DID区間の有無 DID区間有				

上尾市

諸 級 費 設 定 情 報

上尾市

数量計算調書(1/3)					
<マンホール工>					
人孔蓋撤去 調整コンクリートブロック調整無	総括表より 35		=	35	35 箇所
人孔蓋設置 調整コンクリートブロック調整無	総括表より 35		=	35	35 箇所
人孔蓋 及び口環 (T-25、φ600、圧力開放型、錨付き蝶番付き)	総括表より 35		=	35	35 組
口環変形防止用金具 (L=250mm、M16)	総括表より 35		=	35	35 組
無収縮剤 セメント系プレミックスタイプ	総括表より 35 × 25 kg/袋		=	875.00	875 kg
転落防止用梯子	総括表より 8		=	8	8 個

数量計算調書(3/3)					
<土工>					
掘削	車道部① 0.11 × 32箇所	車道部② 0.11 × 2箇所	車道部③ 0.11 × 1箇所	= 3.85	4 m ³
残土処理	車道部① 0.11 × 32箇所	車道部② 0.11 × 2箇所	車道部③ 0.11 × 1箇所	= 3.85	4 m ³
<区画線工>					
溶融式区画線 記号・文字15cm換算・白	数量表より 0.50		=	0.50	1 m
溶融式区画線 記号・文字15cm換算・黄	数量表より 19.30		=	19.30	19 m
溶融式区画線 ゼブラ45cm・白	数量表より 0.50		=	0.50	1 m

総括表

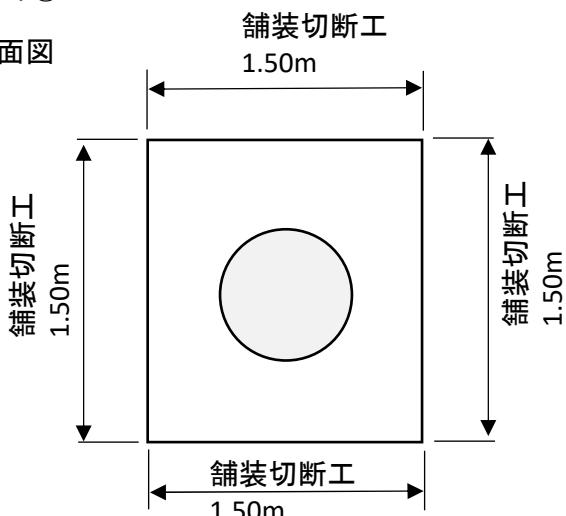
総括表

数量計算書1

1箇所当り

車道部①

平面図



舗装切斷工

1.50m

復旧組成

表層工 再生密粒度As(13) (プライムコート)	5cm
路盤工 再生粒調碎石 (RM-40)	6cm

5cm

6cm

$$\text{鉄蓋控除: } 0.67 \times 0.67 \times 3.14 / 4 = 0.35 \text{ m}^2$$

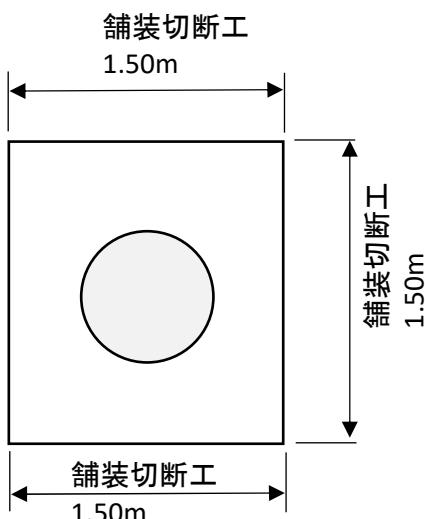
舗装版切斷(t=5cm)	1.50 × 4	= 6.00 m
舗装版破碎	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
As殻運搬処理	1.90 × 0.05	= 0.10 m ³
表層工 (PK3+t=5cm) (再生密粒度As(13))	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
路盤(t=6cm) (再生粒調碎石(RM-40))	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
掘削	1.90 × 0.06	= 0.11 m ³
残土処理	掘削に同じ	0.11 m ³
人孔蓋撤去	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋設置	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋及び口環 (T-25)	T-25、Φ 600、圧力開放型、鍵付き蝶番付き	1 組
口環変形防止用金具	L=250mm、M16	1 組
無収縮剤	セメント系プレミックスタイプ	1 袋

数量計算書2

1箇所当たり

車道部②

平面図



復旧組成

表層工 再生密粒度As(13) (プライムコート)	5cm
路盤工 再生粒調碎石 (RM-40)	6cm

$$\text{鉄蓋控除: } 0.67 \times 0.67 \times 3.14 / 4 = 0.35 \text{ m}^2$$

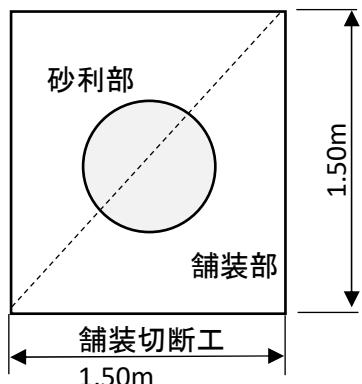
舗装版切断(t=5cm)	1.50 × 3	= 4.50 m
舗装版破碎	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
As殻運搬処理	1.90 × 0.05	= 0.10 m ³
表層工 (PK3+t=5cm) (再生密粒度As(13))	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
路盤 (t=6cm) (再生粒調碎石(RM-40))	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
掘削	1.90 × 0.06	= 0.11 m ³
残土処理	掘削に同じ	0.11 m ³
人孔蓋撤去	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋設置	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋及び口環 (T-25)	T-25、Φ 600、圧力開放型、鍵付き蝶番付き	1 組
口環変形防止用金具	L=250mm、M16	1 組
無収縮剤	セメント系プレミックスタイプ	1 袋

数量計算書3

1箇所当り

車道部③

平面図



復旧組成

表層工 再生密粒度As(13) (プライムコート)	5cm
路盤工 再生粒調碎石 (RM-40)	6cm

$$\text{鉄蓋控除: } 0.67 \times 0.67 \times 3.14 / 4 = 0.35 \text{ m}^2$$

舗装版切断(t=5cm)	1.50 × 2	= 3.00 m
舗装版破碎	(1.50 × 1.50 - 0.35) / 2	= 0.95 m ²
As殻運搬処理	0.95 × 0.05	= 0.05 m ³
表層工 (PK3・t=5cm) (再生密粒度As(13))	(1.50 × 1.50 - 0.35) / 2	= 0.95 m ²
路盤(t=6cm) (再生粒調碎石(RM-40))	1.50 × 1.50 - 0.35	= 1.90 m ²
掘削	1.90 × 0.06	= 0.11 m ³
残土処理	掘削に同じ	0.11 m ³
人孔蓋撤去	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋設置	調整コンクリートブロック調整無	1 組
人孔蓋及び口環 (T-25)	T-25、Φ 600、圧力開放型、鍵付き蝶番付き	1 組
口環変形防止用金具	L=250mm、M16	1 組
無収縮剤	セメント系プレミックスタイプ	1 袋

上尾市土木工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）等の規定により、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」の作成を要する工事については、原則、COBRISでの入力を行い、以下の書類を提出するとともにこれらの記録を保存する。

(1) 施工計画作成時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（COBRISで入力したことの証明）

(2) 工事完了時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRISで入力したことの証明）

2 受注者は、工事の施工前に前項第1号に掲げる「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容について、発注者へ説明しなければならない。

3 受注者は前項の説明を実施した後、当該計画を公衆の見えやすい場所へ掲示するものとする。

4 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付するものとする。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付するものとする。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するものとする。

5 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

6 受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、第1項第2号に掲げる「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に基づき、当該実施状況を報告しなければならない。

(受領書の交付)

第4条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第5条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第6条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量、その他法令に基づく事項）と「第5条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項」等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第7条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第8条 建設発生土は、（別添1）に記載した土質改良プラントのいずれかにおいて処分するものとする。

2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口

あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事前に発注者の承諾を得た場合にあっては、(別添1)に記載した土質改良プラント以外の施設において、建設発生土を処分することができる。
- 4 いずれの処分地を選定した場合にあっても、設計変更は行わない。ただし、現場条件や搬出先の事情等、不可効力により、受注者が遠方の処分地を選定したと発注者が認めたときは、設計変更を行うものとする。

(建設廃棄物の再資源化等)

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

- 2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。
なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用【促進】実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。
- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再資源の利用)

第10条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50, (20)-50	表層及び基層等
再生粒調碎石	40mm以下	車道路盤等
再生切込碎石	40mm以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分 含有率50%未満	歩道等
再生骨材生コンクリート	L 18-10-20BB	均しこンクリート等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な

場合は、新材への設計変更の対象とする。

(ゼロ・エミッショング工事の推進)

第11条 工事の施工にあたっては、ゼロエミッショング工事の推進に努めることとする。

(CORINS登録)

第12条 工事請負額 500万円以上の工事については、CORINS登録すること。

(法定外の労災保険の付保)

第13条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。

(管路埋戻土の運搬距離)

第14条 受注者は、工事箇所から管路埋戻しに使用する発生土の仮置き場までの運搬経路及び距離を示した書類を提出すること。また、仮置き場を変更した場合は、速やかに変更後の書類を提出すること。

2 選定した仮置き場までの距離が設計距離を超える場合にあっては、設計変更は行わない。ただし、設計距離を下回る場合は、設計変更の対象とする。

(公道上の施工)

第15条 受注者は、第1条の規定によらず、公道上で工事を施工するにあたり、国道にあっては道路占用工事共通指示書（平成21年10月1日付け国関整道政第254号関東地方整備局長通達）、県道にあっては道路占用工事標準条件書、市道にあっては道路占用工事施行に関する標準条件書を準拠して施工すること。

(週休2日制適用工事)

第16条 本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（発注者指定型及び現場閉所型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。

試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

[\(https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html\)](https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html)

工事の施工管理に関する特記仕様書

本工事の施工管理については、上尾市工事請負契約約款、その他関係法規を遵守すること。

また、埼玉県土木工事実務要覧の仕様書編、施工編についても、埼玉県を上尾市に読み替えて工事の施工管理にあたること。

(占用物件切回し工事等の施工管理)

受注者は、本工事に伴い道路内の既存占用物件切回し工事等を施工する必要が生じた場合、発注者と協議を行うこと。

電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(電子成果品の作成)

第2条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準及び、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に示された内容に基づいて作成する。

(電子成果品の提出)

第3条 成果品は、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により1部提出する。

(電子成果品の確認)

第4条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(処理方法)

第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、排水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第4条 受注者は、濁水を搬入する業者は、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を受けている事業者で、搬入業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、受注者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託することができる。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票の写しを監督員に提出すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票の写しも監督員に提出すること。

指定処分先一覧

※積算条件に用いる運搬距離は、当該現場から最短距離に位置する処分地を選定し算出しており、受注者が下記一覧より選定した処分地に応じて設計変更するものではない。

プラント会社名	処分地
(株)サンエコセンター	さいたま市見沼区片柳 1-368-4
(株)オザワ 天沼プラント	さいたま市大宮区天沼町 2-1258
(株)関根商店 三橋改良土センター	さいたま市西区三橋 5-1768
五葉建材(株) エコプラザさいたま	戸田市笛目 5-1-7
土リサイクルセンター(株) 川口プラント	川口市西新井宿 1374
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体 朝霞リサイクルステーション	朝霞市上内間木 503-6
(株)祥和コーポレーション 埼京改良土センター	新座市野火止 3-2-33
(株)ウインテック・関口工業(株)共同企業体 和光リサイクルステーション	和光市新倉 8-22-16
柳沢コンクリート工業(株) 埼玉中央改良土プラント	桶川市川田谷 793
野崎興業(株) エコリサイクルプラント	北足立郡伊奈町小室 4830-1
木村建材工業(株) リサイクルセンター	川越市中福 918-1
(株)ホートー 川越リサイクルプラント	川越市下赤坂 1800-3
リコ・スタイル(株) 三芳改良土プラント	入間郡三芳町上富 196-2
(株)加藤建設工業 武藏プラント	日高市上鹿山 795-3
(株)春日部資材 彩の国改良土プラント	春日部市下大増新田 281-1

(有)彩光 草加市プラント	草加市柿木町 1096-1
須合建設(株) ミサト改良土センター	三郷市インター南 1-2-20
(株)埼玉車輌 改良土プラント	草加市長栄 1-630-1
(有)荔宿興業 蓮田土質改良プラント	蓮田市閏戸 576-1

